

新潟県市町村総合事務組合職員健康管理規程事務処理要領

平成25年9月2日実施

1 趣旨

この要領は、新潟県市町村総合事務組合職員健康管理規程第13条の規定に基づき、職員の健康管理に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

2 健康診断

- (1) 健康診断の実施は文書で職員に通知する。
- (2) 健康診断の実施に際しては、個人情報の取扱いに留意する。
- (3) 健康診断には、定期健康診断のほか、人間ドック、生活習慣病検診等を含む。
- (4) 健康診断の結果は、その種類にかかわらず受診結果の総合判定による。
- (5) 総合判定が要再検査、要治療、要医療、要精密検査等の場合は、医療機関を受診（以下「二次検診」という。）するよう指示する。
- (6) 二次検診の受診指示の際には、精密検査依頼書兼結果報告書（別記様式第1号）又は診療依頼書兼結果報告書（別記様式第2号）（以下「報告書」という。）を発行する。
- (7) 二次検診を受診した者は、前号の報告書その他勤務措置が記載された文書を提出する。
- (8) 二次検診等に要する費用は本人負担とする。

3 二次検診以降

- (1) 二次検診の勤務措置の区分が、A休養又はB制限勤務の場合は、新潟地域産業保健センターの医師から意見を聴取する。
- (2) 前号の意見聴取は医師の記名、押印等のある文書をもって行う。
- (3) 意見聴取の勤務措置の区分がA休養又はB制限勤務の場合は、当該職員と協議する。
- (4) 当該職員は、勤務措置の区分に関し他の医療機関の診断書等を提出し、意見を述べるができることとし、その際の費用は本人負担とする。

4 健康管理区分

- (1) 健康管理区分の決定は、健康管理区分の決定書（別記様式第3号）をもって通知する。
- (2) 勤務措置の区分をA休養又はB制限勤務と決定した場合は、その結果を管理者に通知する。
- (3) A休養又はB制限勤務となった職員の3月ごとの報告は、医師の診断書等によって行うこととし、その費用は本人負担とする。

5 健康管理区分の変更

- (1) 勤務措置の区分がA休養又はB制限勤務となった職員は、必要な書類を提出することにより、健康管理区分の変更を申し出ることができる。
- (2) 上記の申出があった場合は、健康管理区分の変更について本人と協議する。
- (3) 健康管理区分の変更申出に関する必要な書類に要する費用は本人負担とする。

6 その他

別記様式については、必要と認めるときは、字句等を修正して使用することができる。

人間ドック精密検査依頼書兼結果報告書

医療機関 御中

新潟県市町村総合事務組合
総務課 (TEL 025-284-4100)

本書持参の者は、人間ドックで精密検査が必要と判断されました。
御多忙中とは存じますが、御高診賜りたくお願い申し上げます。

診察結果

診断内容は以下のとおりです (該当箇所に○をつけてください)。

- 1 異常なし又は所見あるが問題なし
- 2 所見あり治療などを必要とする。

所見内容	ア	イ	ウ
医療指導の 区分	1 要医療 2 要指導 (要注意) (経過観察 か月後)	1 要医療 2 要指導 (要注意) (経過観察 か月後)	1 要医療 2 要指導 (要注意) (経過観察 か月後)

- 3 勤務措置についての意見 (裏面参照)
A休養 B制限勤務 C軽勤務 D普通勤務
その他参考意見

平成 年 月 日

医療機関名
担当医師名 ⑩

~~~~~本人記入~~~~~

事務局長 様  
受診結果を上記のとおり報告します。

課 係  
氏名 ⑩

| 健康管理区分  |        | 事後措置の基準                                                                    |
|---------|--------|----------------------------------------------------------------------------|
| 勤務措置の区分 | A 休養   | 休暇又は休職の方法により休養のため必要な時間、勤務を休止させる。                                           |
|         | B 制限勤務 | 必要に応じて勤務時間を短縮し、時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務及び激務と思われる旅行をさせない。<br>また、必要があれば、勤務の変更の措置をとる。 |
|         | C 軽勤務  | 勤務をほぼ平常に行ってよいが時間外勤務、休日勤務及び宿日直勤務を必要に応じて制限する。                                |
|         | D 普通勤務 | 平常に勤務する。                                                                   |
| 医療指導の区分 | 1 要医療  | 必要な治療を受けるように指導する。                                                          |
|         | 2 要指導  | 経過観察をするための検査及び再検査のための必要な指導を行う。                                             |
|         | 3 健康   | 指導又は検査を必要としない。                                                             |

### 人間ドック診療依頼書兼結果報告書

医療機関 御中

新潟県市町村総合事務組合  
総務課 (TEL 025-284-4100)

本書持参の者は、人間ドックで診療が必要と判断されました。  
御多忙中とは存じますが、御高診賜りたくお願い申し上げます。

### 診察結果

診断内容は以下のとおりです（該当箇所に○をつけてください）。

- 1 異常なし又は所見あるが問題なし
- 2 所見あり治療などを必要とする。

| 診断名   | ア                                                                 | イ                                                                 | ウ                                                                 |
|-------|-------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 今後の指示 | 3 新たに治療を要する。<br>4 今までどおり<br>継続治療を要する。<br>5 要経過観察<br>(        か月後) | 1 新たに治療を要する。<br>2 今までどおり<br>継続治療を要する。<br>3 要経過観察<br>(        か月後) | 1 新たに治療を要する。<br>2 今までどおり<br>継続治療を要する。<br>3 要経過観察<br>(        か月後) |

- 3 勤務措置についての意見（裏面参照）  
A休業      B制限勤務      C軽勤務      D普通勤務  
その他参考意見

平成 年 月 日

医療機関名  
担当医師名 Ⓔ

~~~~~本人記入~~~~~

管理者様
受診結果を上記のとおり報告します。

課 係
氏名 Ⓔ

| 健康管理区分 | | 事後措置の基準 |
|---------|--------|--|
| 勤務措置の区分 | A 休養 | 休暇又は休職の方法により休養のため必要な時間、勤務を休止させる。 |
| | B 制限勤務 | 必要に応じて勤務時間を短縮し、時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務及び激務と思われる旅行をさせない。
また、必要があれば、勤務の変更の措置をとる。 |
| | C 軽勤務 | 勤務をほぼ平常に行ってよいが時間外勤務、休日勤務及び宿日直勤務を必要に応じて制限する。 |
| | D 普通勤務 | 平常に勤務する。 |
| 医療指導の区分 | 1 要医療 | 必要な治療を受けるように指導する。 |
| | 2 要指導 | 経過観察をするための検査及び再検査のための必要な指導を行う。 |
| | 3 健康 | 指導又は検査を必要としない。 |

健康管理区分の決定書

氏名 _____

新潟県市町村総合事務組合
事務局長 ㊟

平成 年 月 日の人間ドックの結果及び平成 年 月 日精密検査又は
診察結果の結果に基づき、次のとおり健康管理区分を決定しました。

| | 勤務措置の区分 | 医療指導の区分 |
|--------|---------|---------|
| 健康管理区分 | | |

(参考)

| 健康管理区分 | | 事後措置の基準 |
|---------|--------|--|
| 勤務措置の区分 | A 休養 | 休暇又は休職の方法により休養のため必要な時間、勤務を休止させる。 |
| | B 制限勤務 | 必要に応じて勤務時間を短縮し、時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務及び激務と思われる旅行をさせない。
また、必要があれば、勤務の変更の措置をとる。 |
| | C 軽勤務 | 勤務をほぼ平常に行ってよいが時間外勤務、休日勤務及び宿日直勤務を必要に応じて制限する。 |
| | D 普通勤務 | 平常に勤務する。 |
| 医療指導の区分 | 1 要医療 | 必要な治療を受けるように指導する。 |
| | 2 要指導 | 経過観察をするための検査及び再検査のための必要な指導を行う。 |
| | 3 健康 | 指導又は検査を必要としない。 |